

条 例

議会の議決を経た「千曲市森のエネルギー推進基金条例」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第35号

千曲市森のエネルギー推進基金条例

(設置)

第1条 県産材の活用及び木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用を推進するため、森のエネルギー推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、県産材の活用及び木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用推進の目的をもって寄附される寄附金その他の収入を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、一般会計に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、県産材の活用及び木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用推進に必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。